

(写)
4 西監第 170 号
令和 5 年 1 月 30 日

西東京市議会議長 殿

西東京市監査委員 櫻井 勉
(公印省略)

西東京市監査委員 橋本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員職務執行者 佐藤 公男
(公印省略)

令和 4 年度定期監査（工事）の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

(写)
4 西監第 170 号
令和 5 年 1 月 30 日

西東京市長 池 澤 隆 史 殿

西東京市監査委員 櫻 井 勉
(公 印 省 略)

西東京市監査委員 橋 本 勇
(公 印 省 略)

西東京市監査委員職務執行者 佐 藤 公 男
(公 印 省 略)

令和 4 年度定期監査（工事）の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

定期監査（工事）報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象工事及び部課

- 1 工事件名 向台町四丁目地内等雨水対策工事
- 2 所管課 都市基盤部 下水道課
- 3 契約担当課 総務部 契約課

第3 監査の範囲

当該工事に係る計画、設計・積算、施工及び事務手続等

第4 監査の期間

令和4年8月1日から令和5年1月27日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

工事の設計及び施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、「公益社団法人 大阪技術振興協会」に工事技術調査の業務を委託して実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

- 1 日 程 令和4年11月10日
- 2 実施場所 田無第二庁舎会議室及び施工場所

第8 監査の着眼点

- 1 計 画 (1) 工事の計画は妥当か。
(2) 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
- 2 設計・積算 (1) 設計・積算は、適法かつ合理的、経済的、効率的に行われているか。
(2) 事業目的に適合した設計になっているか。
(3) 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- 3 施 工 (1) 施工は、設計に基づき的確に行われているか。
(2) 各種検査、材料試験等は、適正に行われているか。
(3) 工程、品質、安全等、監督は適正に行われているか。
- 4 事務手続等 (1) 工事契約は適正か。
(2) 工事の事務処理は適正か。

第9 工事の概要等

- 1 工事件名 向台町四丁目地内等雨水対策工事
- 2 工事場所 西東京市新町六丁目地内
- 3 工 期 令和4年6月9日から令和5年2月17日まで
- 4 契約金額 69,190,000円(うち消費税等 6,290,000円)
- 5 施工業者 株式会社 鈴興
- 6 工事概要 路線延長 L=89.37m

管布設工

硬質塩化ビニル管 φ300mm	94.7m
硬質塩化ビニル管 φ150mm	10.2m
硬質塩化ビニル管 φ200mm	4.1m
硬質塩化ビニル管 φ450mm	16.5m
硬質塩化ビニル管 φ500mm	70.4m
取付管 φ150mm	25箇所

マンホール設置工

2号組立人孔 H=2.0m	1箇所
集水桝設置工	9箇所
雨水貯留施設設置工	
施設延長 L=70.5m	一式
付帯工	
舗装復旧工等	一式

第10 監査の結果

監査の結果、本工事の計画、設計・積算、施工及び事務手続等は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、技術調査報告書における評価及び監査当日の講評の概要は以下のとおりである。

1 総合評価

書類及び現場での調査の結果、適切であると評価する。

書類は良くまとめられていた。現場は工事監理技術者(現場代理人兼務)の急病により休工となっていたが、苦情や事故等もなく、道路の整備復旧状況は整然としていた。

2 個別評価

(1) 書類調査における所見

設計図書、積算設計書、入札・契約関連書類、工事関連書類などについて調査をした結果、全て適切である。

(2) 現場視察調査における所見

現場調査当日は、工事監理技術者(現場代理人兼務)の緊急入院により休工となっていたものの、現場の仮復旧中舗装の仕上がり・清掃状況は整備されており、資材置場では雨水貯留槽主要資材を確認した。

現場作業の状況は、休工により確認できなかったが、後日送付された安全書類等を確認した結果、問題はなかった。

(3) その他の所見について

「施工プロセスチェック表の導入」及び「緊急時における監理技術者の代理の考え方」について検討することを提言した。